

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年2月24日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第7号

四日市ドーム条例施行規則の一部を改正する規則

四日市ドーム条例施行規則（平成30年四日市市規則第42号）の一部を次のように改正する。

改正後		
別表第2（第11条関係）		
1 施設及び特定施設利用料金の上限額		
(1) 照明設備		
	区分	金額（円）
照明設備	全点灯	1時間 2,700
	3 / 4	1時間 2,030
	1 / 2	1時間 1,350
	1 / 4	1時間 680
(2) (略)		
(3) (略)		
(4) (略)		
2 (略)		
備考		
別表第2中1回とは、条例別表に定める午前、午後及び夜間の使用時間区分をいう。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。		

改正前	
別表第2（第11条関係）	
1 施設及び特定施設利用料金の上限額	
(1) <u>アリーナ早朝一般公開</u>	
<u>アリーナの早朝一般公開における利用料金は、条例第6条第2項の規定を準用する。この場合において、条例別表第1中「直近の使用許可時間区分」</u>	

とあるのは「午前の区分」と、条例別表第 2 中「午前 9 時から午後 9 時まで」

とあるのは「午前 7 時から午前 9 時まで」と読み替える。

(2) 照明設備

①夜間照明

	区分	金額 (円)
基本利用料金	4 月 1 日から 9 月 3 0 日まで	8, 8 0 0
		1 3, 2 0 0
追加利用料金	1 / 2 点灯	1 時間 4, 4 0 0
	1 / 4 点灯	1 時間 2, 2 0 0

②昼間照明

区分	金額 (円)
全点灯	1 時間 8, 8 0 0
1 / 2 点灯	1 時間 4, 4 0 0
1 / 4 点灯	1 時間 2, 2 0 0

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

2 (略)

備考

1 夜間照明は、1 / 2 点灯までを基本とする。

2 昼間とは、条例別表第 1 及び別表第 2 に定める午前又は午後の使用時間区分をいう。

3 別表第 2 中 1 回とは、条例別表に定める午前、午後及び夜間の使用時間区分をいう。ただし、コインロッカー及びコインシャワーは除く。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の四日市ドーム条例施行規則別表第 2 の規定は、同条の施行の日以後に行う使用許可に係る利用料金の上限額から適用し、同日前に行う使用許可に係る利用料金の上限額については、なお従前の例による。

(スポーツ・国体推進部スポーツ課)